

2015年現在の タイの植生

2019/3/8 TKP虎ノ門駅前カンファレンスセンター
林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集
(熱帯地域)調査結果報告会ーフィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオスー



「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集(熱帯地域)

タイ

- 1 Water
- 2 Mangrove
- 3 Peatswamp forest
- 4 Lowland evergreen forest
- 5 Lower montane evergreen forest
- 6 Upper montane evergreen forest
- 7 Regrowth/plantation
- 8 Lowland mosaic
- 9 Montane mosaic
- 10 Lowland open
- 11 Montane open
- 12 Urban

Miettinen et al.
(2015)より作成

0 100 200 km

鮫島弘光
公益財団法人地球環境戦略研究機関

1. 林業セクターの概要

- 森林法(1941年)によれば、私有権が与えられている土地以外の全ての土地は国有林地(Forest)で、森林法が適用される。現在2300万 ha(国土の45%)。
- 国有林地のうち1180万 ha(国有保存林1012万 ha + 保存林外168万ha)は天然資源環境省王立森林局が管理責任を持つ
- 国立公園(632万 ha)、野生動物保護区(373万 ha)などは天然資源環境省国立公園・野生動物・植物保護局が管理責任を持つ
- 国有林地外(=私有地)では住民によるユーカリ、ゴムノキ栽培が行われており、現在のタイの主要な木材供給源となっている。

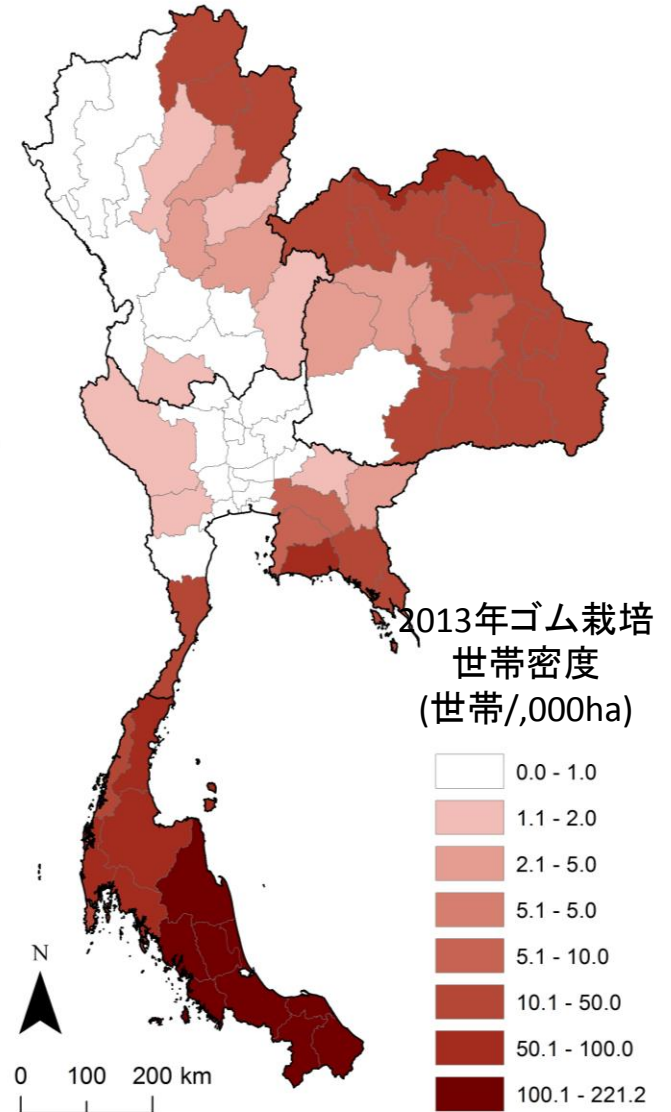
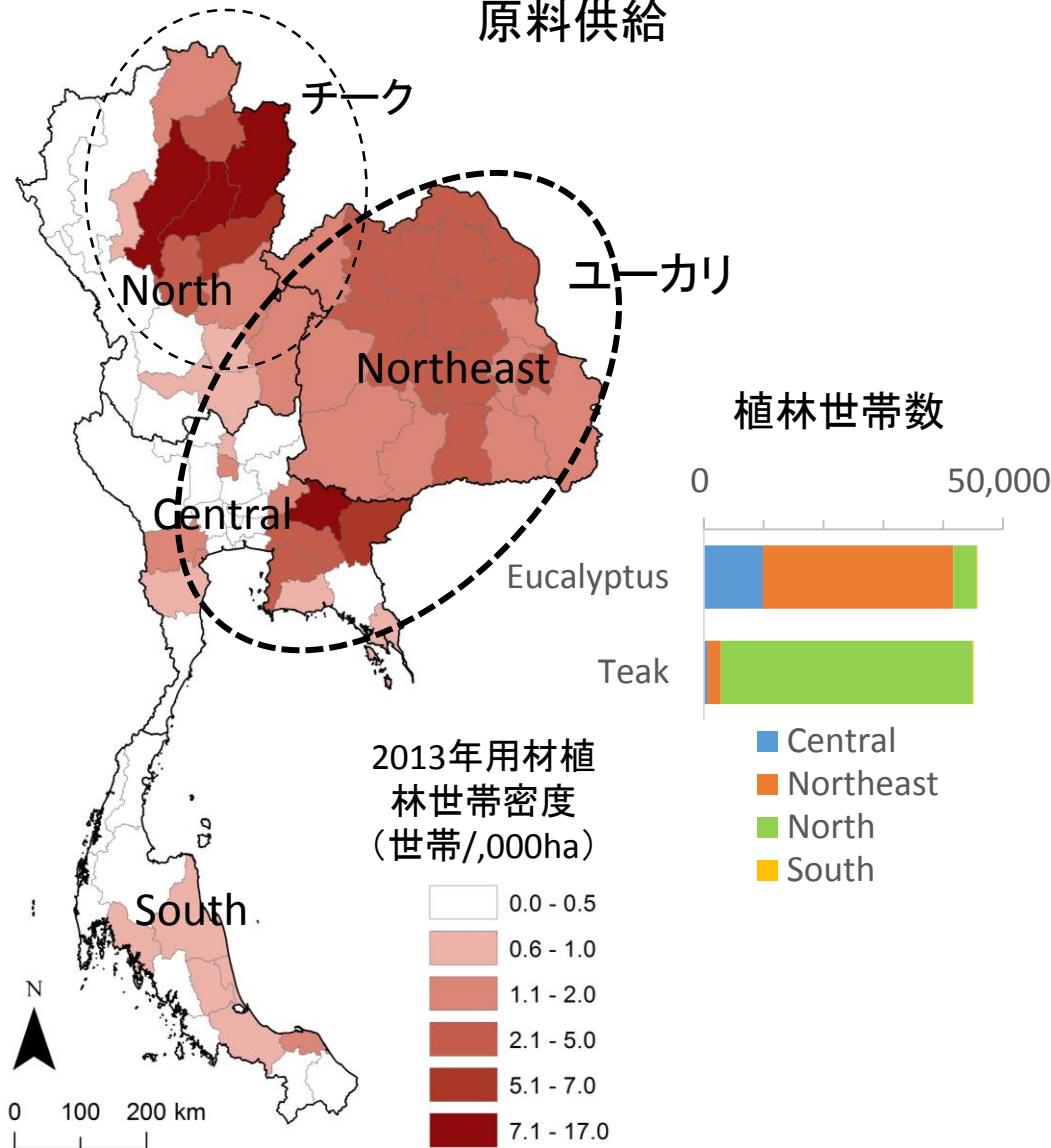
- 戦前からチーク、紫檀(rosewood)などの生産が盛んであった
- 商業伐採や農地造成の結果、森林被覆率は50%(1960年代)
→25%未満(1980年代半ば)
- 1989年:南部で森林の荒廃による洪水→天然林伐採完全停止
- 1980年代以降:紙パルプ産業が成長。当初国有林地内に自社プランテーションを造成しようとしたが、地域住民との紛争が相次ぐ→住民の契約ユーカリ植林による原料調達に転換
- 木製家具産業は1990年代に大きく再編、ほぼ完全にゴム材に依存
- パーティクルボード、MDF等の製造もゴム材に依存
- 2015年現在の森林被覆は1640万 ha(森林被覆率32%)。うちユーカリやゴムなどのプランテーションは399万 ha

ユーカリ
推定面積48万ha
約6万世帯

95%が私有
7割が契約栽培
6大パルプ企業へ
原料供給

ゴムノキ
370万ha

植栽後25-30年で伐採、
木製家具、木質パネル
の原料として利用される



2. 木材・木材製品生産・貿易の概要

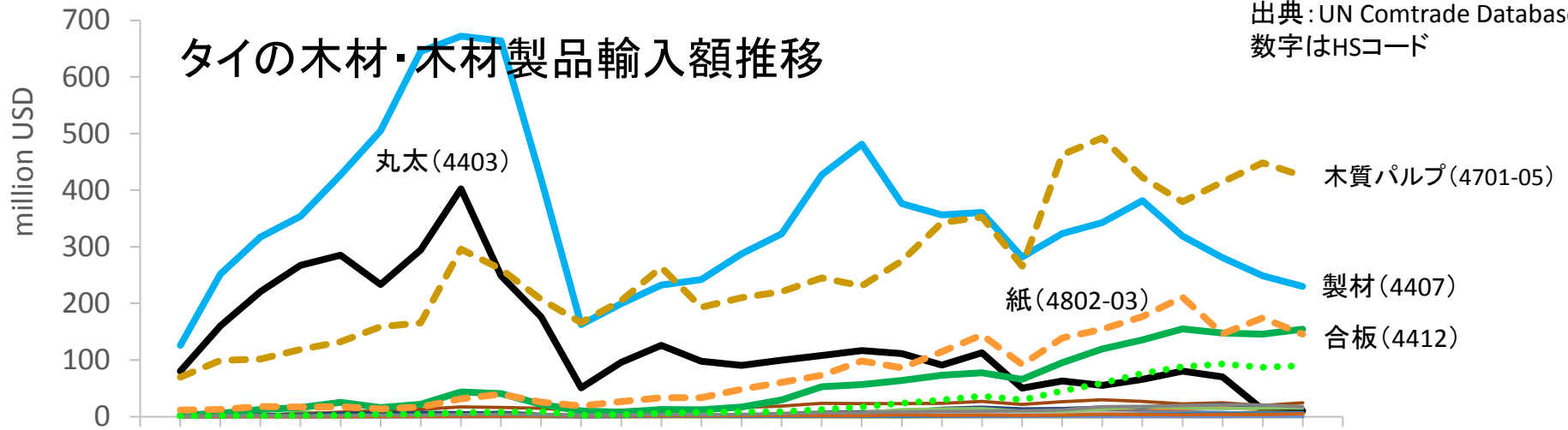
- 現在のタイで生産されている主な木材は、私有地で栽培されているゴムの廃材、ユーカリ
- 90年代は木材輸入量が多かったが、近年は国内での木材生産量(主にゴム、ユーカリ)が輸入量を大きく上回る

2015年木材・木材製品生産量、消費量、輸出入量

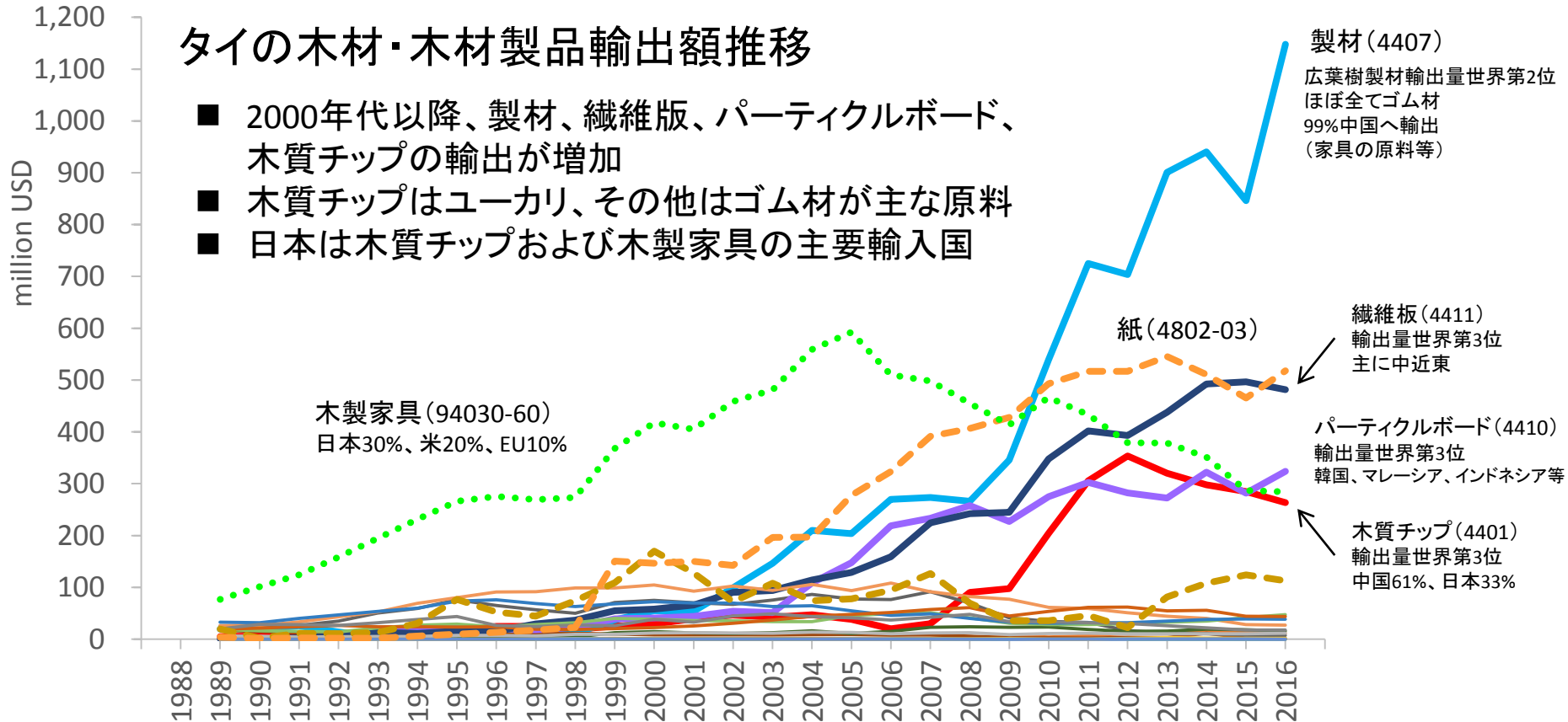
製品(単位)	国内生産量	輸入量	国内消費量	輸出量
産業用丸太(1,000 m ³)	14,600	184	14,771	13
製材(1,000 m ³)	2,850	684	1,234	2,301
木質パネル(1,000 m ³)	5,400	184	1,451	4,113
木質パルプ(1,000 ton)	927	631	1,386	172
紙及び板紙(1,000 ton)	4,829	1,002	4,953	879
木炭(1,000 ton)	1,449	127	1,538	37
木質チップ(1,000 ton)		52		43,984

(FAO 2018)

タイの木材・木材製品輸入額推移

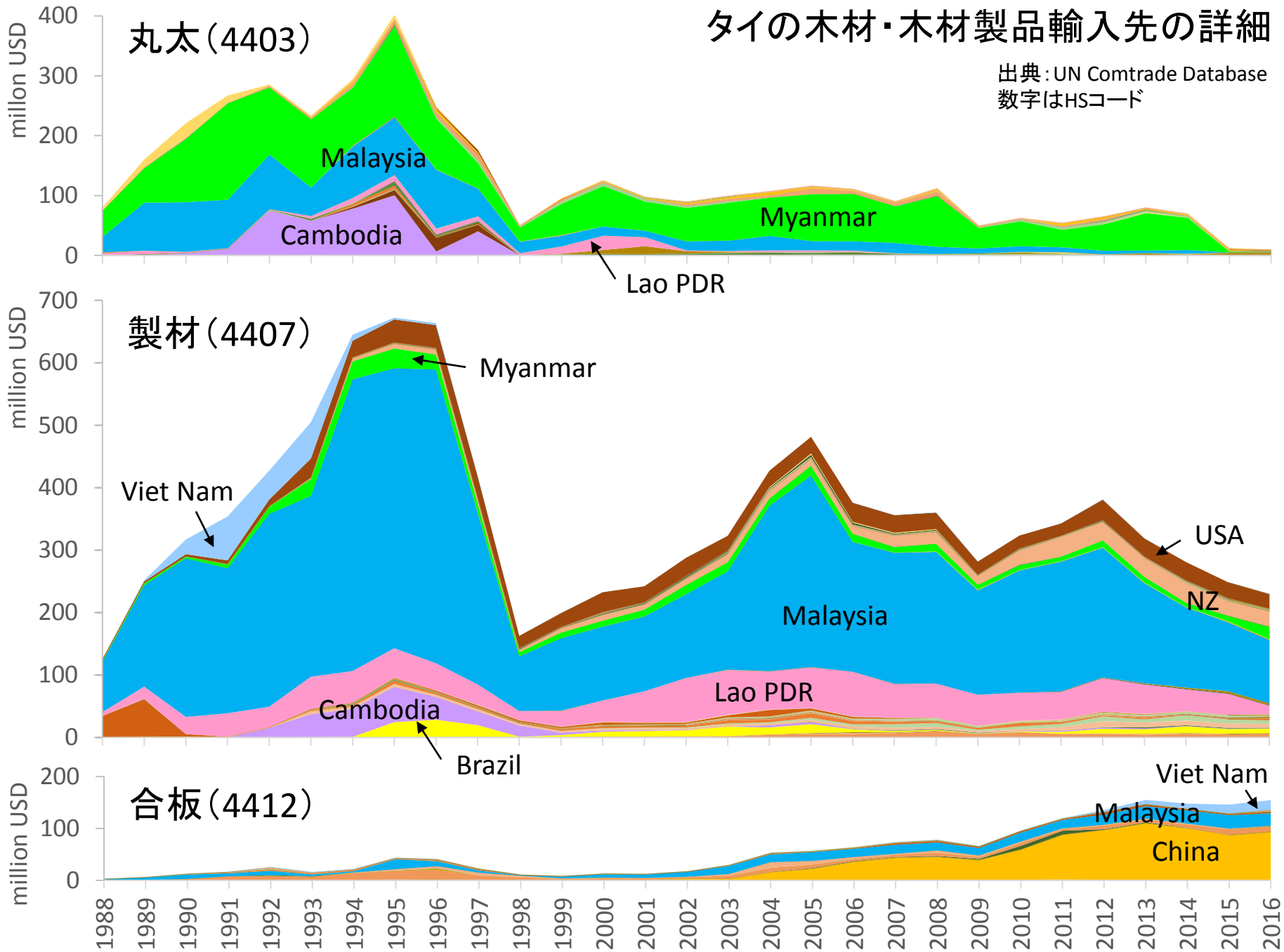


タイの木材・木材製品輸出額推移



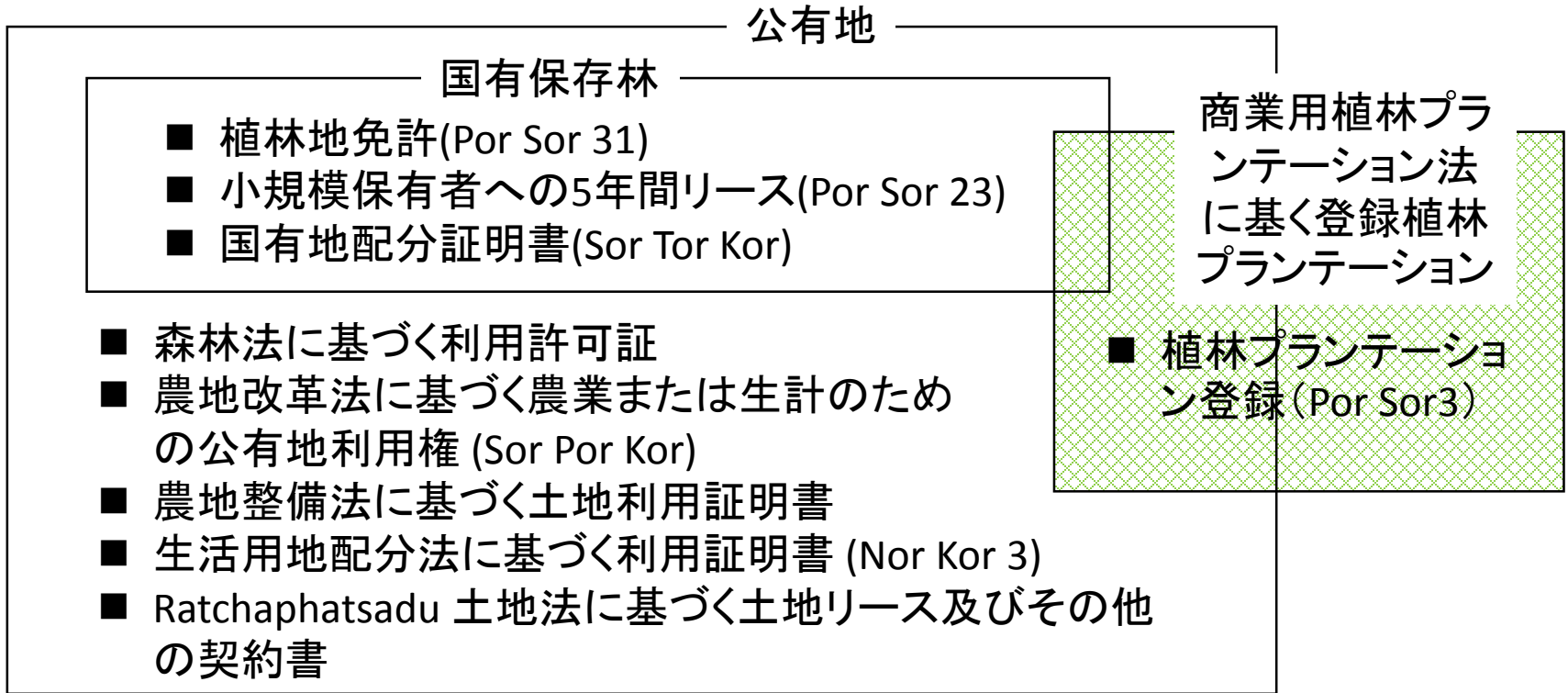
タイの木材・木材製品輸入先の詳細

出典: UN Comtrade Database
数字はHSコード



3. 森林資源の収穫に関する法律

- 公有地の中には多くの住民が住んでいる(2000-2500万人)
- 様々な土地利用権・所有権が存在する(4分類12種類を示す)



私有地

- 土地法に基づく自由土地所有権証書 (Nor Sor 4, Nor Sor 4 Kor, Nor Sor 4 Khor, Nor Sor 4 Ngor 及び Nor Sor 4 Chor)
- 土地法に基づく利用証明書 (Nor Sor 3, Nor Sor 3 Kor, Nor Sor 3 Khor)
- 土地法に基づく優先買取権証書 (Nor Sor 2)

3. 森林資源の収穫に関する法律

種類	国有保存林内における植林、伐採、移動許可
土地保有権の種類	<ul style="list-style-type: none">■ 植林地免許 (Por Sor 31) : 最長30年間リース■ 小規模保有者への5年間リース権 (Por Sor 23)■ 国有地配分証明書 (Sor Tor Kor) : 5年間リース これらの権利は譲渡・売却できない
森林管理のための要件	年次管理計画、年次管理報告 (Por Sor 32) の王立森林局への提出義務 (Por Sor 31保有者のみが必要)
伐採許可	全ての樹種の木材に関し、王立森林局から伐採許可証 (Por Sor 2) を取得 ← 樹種、サイズなどの申請が必要
丸太輸送許可	王立森林局から移動許可証 / 輸送証明書を取得

3. 森林資源の収穫に関する法律

種類	国有保存林外の公有地における植林、伐採、移動許可
土地保有権の種類	<ul style="list-style-type: none">■ 森林法に基づく利用許可証■ 農地改革法に基づく農業または生計のための公有地利用権 (Sor Por Kor)■ 農地整備法に基づく土地利用証明書■ 生活用地配分法に基づく利用証明書 (Nor Kor 3利用証書および Kor Sor Nor 5共同組合土地利用証書)■ Ratchaphatsadu土地法に基づく土地リース及びその他の契約書 これらの権利は譲渡・売却できない
森林管理	なし
伐採許可	<ol style="list-style-type: none">①制限樹種(カテゴリーA 158種、カテゴリーB 13種): 森林局の許可が必要②非制限樹種(ゴムノキ、ユーカリなど): 不要
丸太輸送許可	<ol style="list-style-type: none">①制限樹種: 輸送前に王立森林局から移動許可証/輸送証明書を取得②非制限樹種: 輸送中に王立森林局チェックポイントで取得

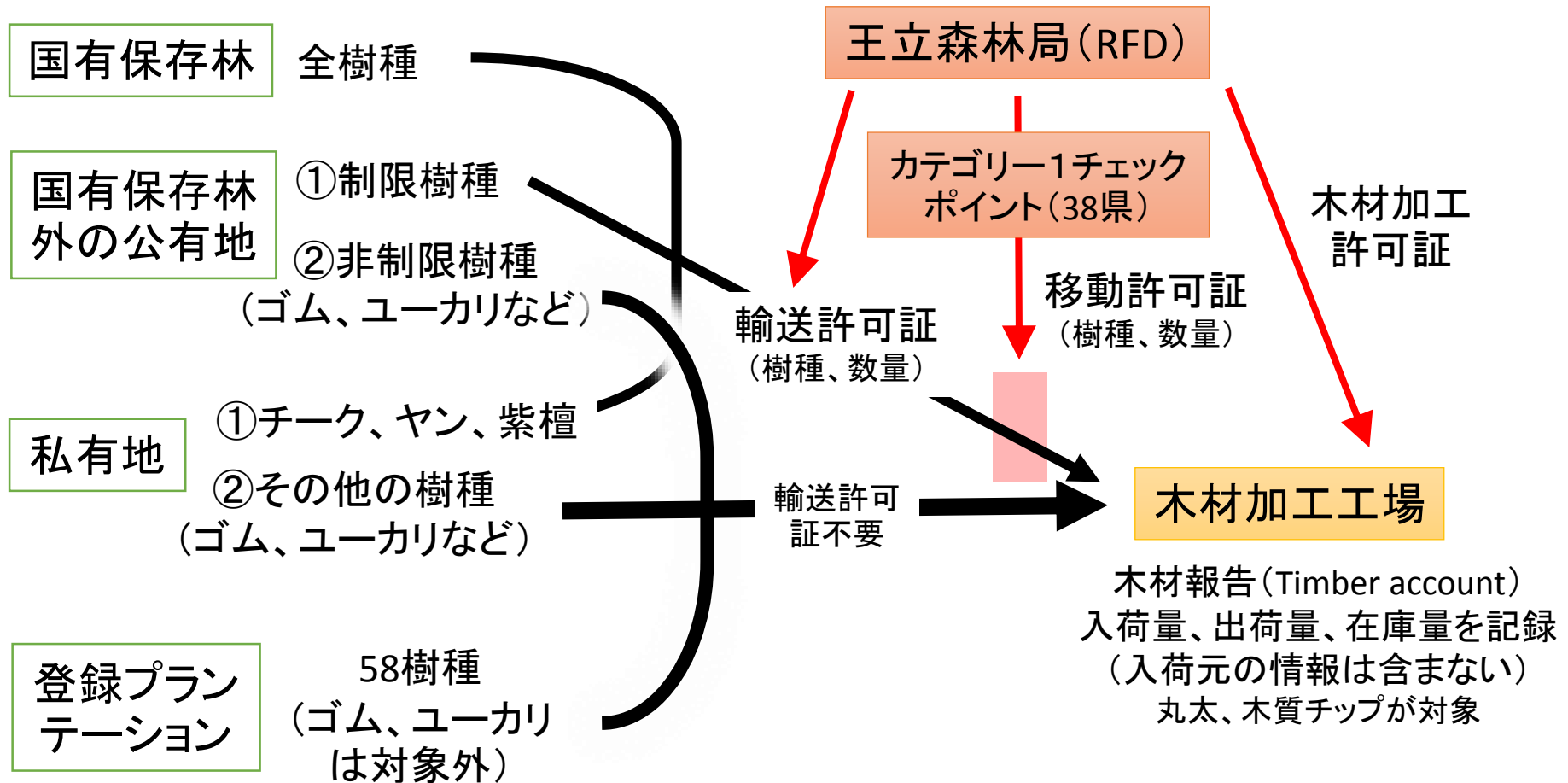
3. 森林資源の収穫に関する法律

種類	私有地
土地保有権の種類	<ul style="list-style-type: none">■ 土地法に基づく自由土地所有権証書 (Nor Sor 4, Nor Sor 4 Kor, Nor Sor 4 Khor, Nor Sor 4 Ngor 及び Nor Sor 4 Chor)■ 土地法に基づく利用証明書 (Nor Sor 3, Nor Sor 3 Kor, Nor Sor 3 Khor)■ 土地法に基づく優先買取権証書 (Nor Sor 2)
森林管理	なし
伐採許可	<ul style="list-style-type: none">① チーク、ヤン、紫檀： 王立森林局から伐採許可取得② チーク、ヤン、紫檀以外 (ゴム、ユーカリなど)： 不要
丸太輸送許可	<ul style="list-style-type: none">① チーク、ヤン、紫檀： 王立森林局から輸送許可証取得② チーク、ヤン、紫檀以外： 不要

3. 森林資源の収穫に関する法律

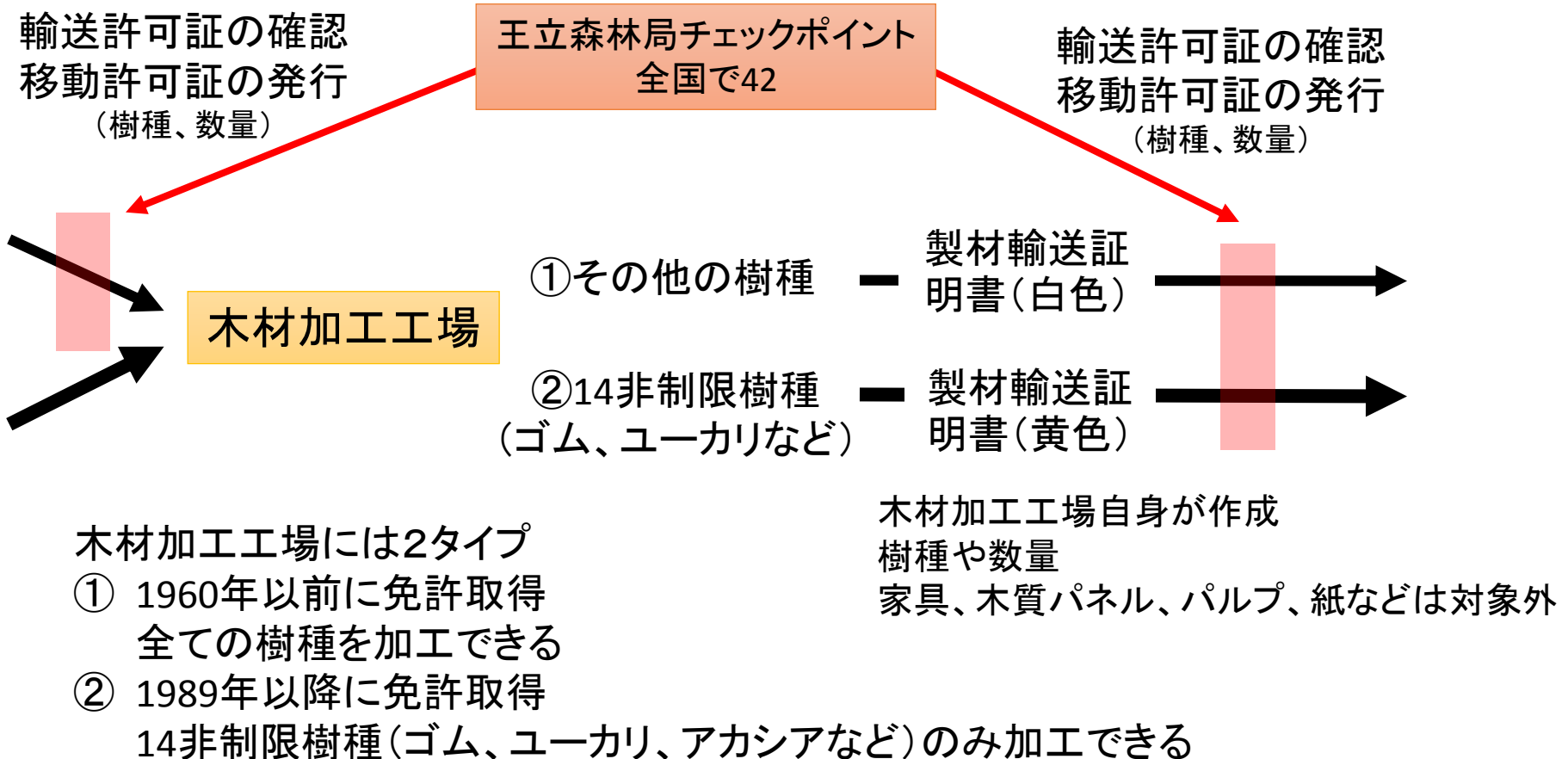
種類	商業用植林プランテーション法に基づく登録プランテーション ※58樹種(タイの在来種:チークと紫檀は含むが、ゴムやユーカリは含まない)の植林地が対象
土地保有権の種類	植林プランテーション登録(Por Sor 3)
森林管理	
伐採許可	伐採証明書／伐採通知書(Sor Por 13)
丸太輸送許可	<ul style="list-style-type: none">• 輸送許可は必要ない• 植林プランテーション木材梱包リスト(Sor Por 15)の承認が必要 ←樹種、サイズなどの申請が必要• 材にスタンプを押すための印鑑登録(Sor Por 8)、印鑑証明書(Sor Por 9)が必要

4. 木材加工・輸送のために必要な手続き



木材生産量の多くを占める私有地からのゴム、ユーカリは、伐採許可、輸送許可の取得が免除されている
→伐採地までの特定が困難。

4. 木材加工・輸送のために必要な手続き



製材輸送証明は全ての樹種を含み、木材加工工場までは特定可能

5-1. 木材輸入のために必要な手続き

- 輸入に関し、原産地証明を要求するが、合法性の保証を必要としない
- 合法性は輸出国における合法性システムに依存している
- 輸入した木材はチェックポイントで輸送許可証を取得

5-2. 木材輸出のために必要な手続き

- 対外貿易局より輸出許可証

この取得のため以下の書類が必要

- 王立森林局からの輸出許可証、移動／輸送許可証など
 - 王立森林局からの制限木材製品証明書(制限樹種で作られた木材製品、家具)
 - 農業局からの保護樹種輸出許可証(ワシントン条約記載種)
- チークは森林産業機構(FIO)が生産した植林材のみ輸出を許可

輸出の際に法的に義務付けられている書類

書類名	説明	発行機関
輸出許可証	あらゆる樹種の丸太、製材、木炭の輸出に必要な	対外貿易局
(輸出用)移動許可	木材製品の輸出を認可する	王立森林局
私有地からの木炭証明書	私有地で生産された木炭の輸出の認可	王立森林局
制限木材製品証明書	制限樹種から作られた家具や木材製品に対して発行される	王立森林局
売上請求書	輸出製品及び合意額の詳細	輸出者
船荷証券	出荷のための貨物の受領確認	配達業者または貨物取扱業者(あるいはその代理人)
梱包リスト	出荷される各クレート、箱、コンテナの内容物の詳細説明	輸出者あるいは代理人
植物検疫証明書	製品が無病及び/または植物検疫処置をうけたことの証明	DOA、農業・協同組合省
ワシントン条約／保全樹種輸出許可証認証(該当する場合)	必要に応じて、ワシントン条約にリストされた樹木種及び派生物の輸出を促進する	DOA(ワシントン条約にリストされた木材樹種に関して王立森林局と協議して)
輸出申告書(税関書式 101 または101/1)	輸出品目及び製品の詳細申告	輸出者により税関に提出
原産地証明(輸入国から要求あるいは輸出者から請求された場合)	輸出品の原産国を確認	対外貿易局

6. その他

- FSC FM認証: 19 (84,216 ha)

森林産業機構のチーク林、小農栽培のゴム(グループ)、ユーカリの認証取得が進められている。

- 国レベルの認証(PEFCメンバー): 国の基準のドラフトはできている。早ければ2019年から実施

- タイでは特に住民が私有地で植林したゴム、ユーカリの生産・輸送に関しての規制や情報がほとんど存在しない。トレーサビリティを確保するための自主的な制度が構築されつつある。

例: E-Tree online database, 自己宣言アプローチ(Tree Bankプログラムを介したものなど)

- 2013年より、EUとのVPA交渉、技術支援を受けている

タイ政府は現在、紫檀など高価値樹種の植林を推奨しているが、天然林からの違法伐採材が混合されないためには第三者合法性証明システム(TLAS)の確立が必要との意見もある

リスク情報（新聞報道、聞き取り調査結果による）

■ 紫檀・沈香、チーク

- 違法に伐採され、海外のマーケットへ密輸出
- タイ国内で違法伐採されたチークが密輸出され、タイに輸入されて「合法材」となる事例も存在（現在は減少）

■ ゴム

- 国立公園などの中に違法にゴム農園が造成される事例
- 本来は違法な、利用権の譲渡・売却された公有地内での植林の事例

■ タイ政府は違法植林、伐採の取締りに積極的

- シャムローズウッド違法伐採及び取引防止地域協議会を何度も主催。周辺国とも連携して取り締まり強化
- 2017年には2,279件の違法開墾、3,014件の違法伐採・加工を摘発

まとめ

- タイの主な木材生産は私有地からのゴム、ユーカリ材であるが、これらは伐採許可、輸送許可が免除されており、伐採地まで遡ることができない。

※必要とする場合は王立森林局に特別の申請、または森林認証などを活用

- 製材の出所は製材輸送許可証によって木材加工工場までは遡ることが可能である。木製家具や木質パネルは対象外
- チークや紫檀などは伐採許可、輸送許可に厳密な手続き
- 第三国からの輸入材については、伐採時の合法性情報などは要求されない。別途確認が必要